

## 寒川町立保育園運営委員会次第

日 時 平成25年1月23日(水)

11時00分～

場 所 役場東分庁舎 第2会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 保育の現状について

(2) 保育料の徴収金基準額について

(3) その他

4 閉 会

町内3園在籍児童数 内訳

単位:人

園名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
さむかわ保育園	町内在住	12	20	33	45	44	47	201
	受託	1	4	0	1	3	1	10
	計	13	24	33	46	47	48	211
旭保育園	町内在住	8	22	26	41	38	45	180
	受託	1	1	3	1	2	2	10
	計	9	23	29	42	40	47	190
一之宮愛児園	町内在住	12	22	29	40	42	35	180
	受託	0	2	0	3	1	4	10
	計	12	24	29	43	43	39	190
合計	町内在住	32	64	88	126	124	127	561
	受託	2	7	3	5	6	7	30
	計	34	71	91	131	130	134	591

管外受託児童数 内訳

単位:人

園名	受託児童所在地	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
さむかわ保育園	茅ヶ崎市	1	3			2		6
	藤沢市		1				1	2
	海老名市				1	1		2
	計	1	4		1	3	1	10
旭保育園	茅ヶ崎市				1			1
	藤沢市		1					1
	海老名市			1			1	2
	伊勢原市	1				1	1	3
	平塚市			1		1		2
	戸塚区			1				1
	計	1	1	3	1	2	2	10
一之宮愛児園	茅ヶ崎市		1		2	1	1	5
	藤沢市		1				2	3
	東大和市				1		1	2
	計		2		3	1	4	10
合計	茅ヶ崎市	1	4		3	3	1	12
	藤沢市		3				3	6
	海老名市			1	1	1	1	4
	伊勢原市	1				1	1	3
	平塚市			1		1		2
	東大和市				1		1	2
	戸塚区			1				1
計	2	7	3	5	6	7	30	

管外委託児童数 内訳

単位:人

委託先名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
茅ヶ崎市	3	3	5	5	5	7	28
海老名市		1			1		2
藤沢市	1				1	1	3
平塚市	1			1	1		3
綾瀬市	1						1
厚木市						1	1
小田原市				1			1
合計	6	4	5	7	8	9	39

## 徴収金基準額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)			
国階層区分	町階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳児以上	
1	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	
2	B	町民税非課税世帯	0	0	0	
3	C1	A階層及びD階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額がない世帯)			4,700
	C2		所得割の額が 5,000 円未満	7,200	5,500	
	C3		所得割の額が 5,000 円以上	8,700	6,600	
4	D1	A階層を除き、前年度の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,000 円未満		10,200	7,800
	D2		2,000 円以上 7,000 円未満	11,700	9,100	
	D3		7,000 円以上 11,000 円未満	13,300	10,700	
	D4		11,000 円以上 28,000 円未満	14,900	12,300	
	D5		28,000 円以上 40,000 円未満	18,900	15,500	15,400
5	D6		40,000 円以上 53,000 円未満	24,000	18,700	18,100
	D7		53,000 円以上 65,000 円未満	29,500	21,600	20,200
	D8		65,000 円以上 103,000 円未満	35,300	24,400	22,200
6	D9		103,000 円以上 202,000 円未満	41,400	26,700	23,900
	D10		202,000 円以上 302,000 円未満	47,300	28,900	25,300
	D11		302,000 円以上 413,000 円未満	50,100	29,900	25,900
7	D12		413,000 円以上 540,000 円未満	52,900	30,800	26,500
	D13		540,000 円以上 734,000 円未満	55,700	31,700	27,000
8	D14		734,000 円以上 902,000 円未満	58,500	32,500	27,500
	D15		902,000 円以上	61,300	33,300	28,000
条例第5条第2項に該当するもの			国の保育単価			